

議案第15号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成21年11月25日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第3号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成21年6月11日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「若しくは附則第10条」を「、附則第10条若しくは附則第11条」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第11条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第13条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第13条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年度分の保険料について適用し、平成20年度分の保険料については、なお従前の例による。